

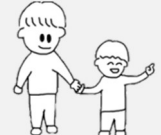
LOVE SAIJO
まちへの愛が未来をつくる



しょう ふ く し
障がい福祉サービス
り よ う て び
利用の手引き

(令和 6 年10月版)

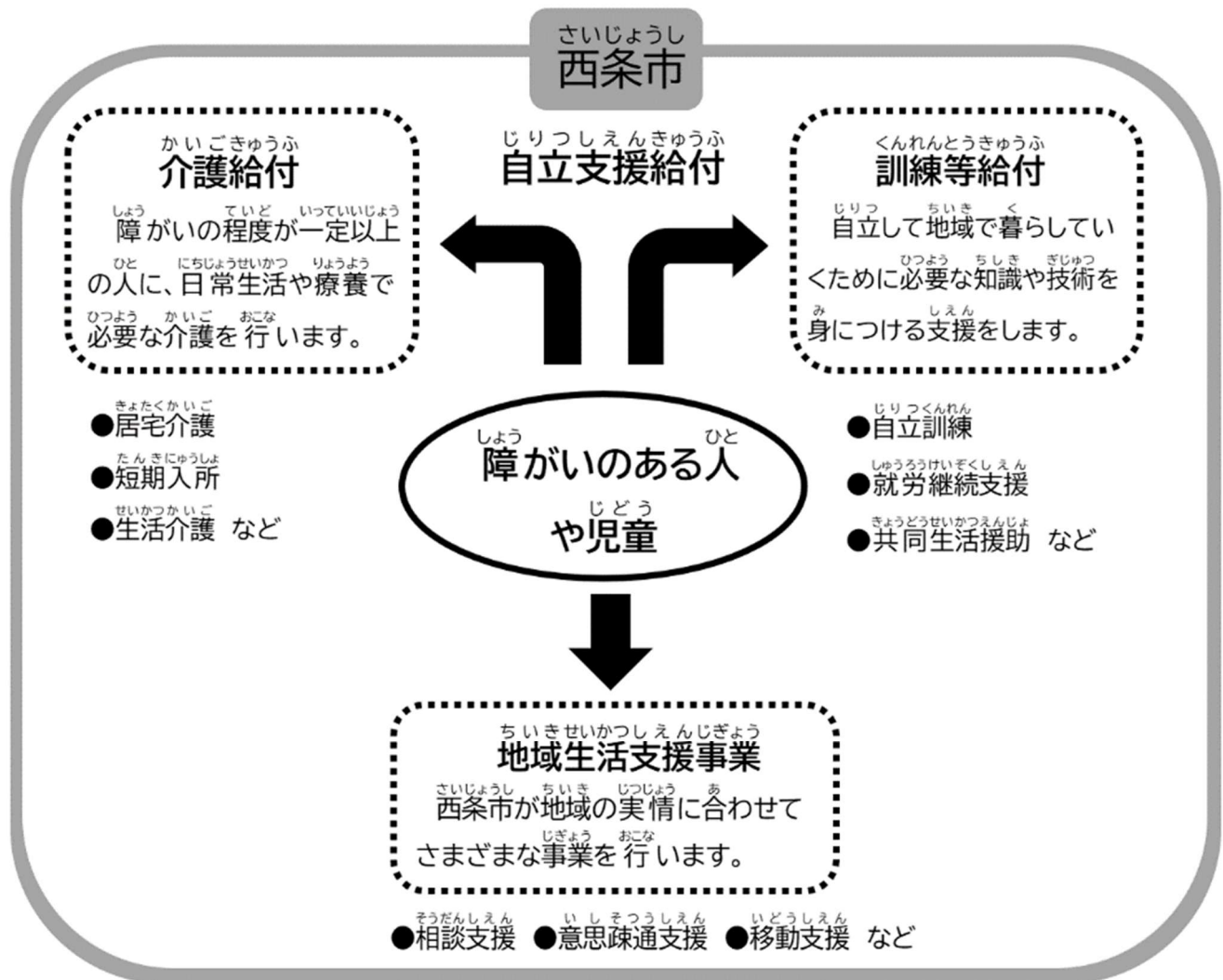
目 次

項 目			ページ
	しょう がい ふくし 障がい福祉サービスのしくみ	しょう がい ふくし サービスについて ご説明します	P.2
	サービスの種類	受けられる支援は？	P.3
	そうだん 相談する	まずはご相談ください	P.8
	りよう なが 利用の流れ	サービス利用の手順こちら	P.9
	りようしゃ ふたん 利用者負担	サービス料金について	P.13
	さいじょうし ちいきせいかつし えんじぎょう 西条市の地域生活支援事業	さいじょうし 独自に 行う サービス について	P.15

※ 西条市では平成 28 年度から「障がい」という表記を導入しています。
ただし、法令の名称や用語、また、機関や団体などの固有名詞などが「障
害」を用いている場合は、そのまま漢字表記にしています。

《 障 がい 福 祉 サービス の し く み 》

障 がい 福祉 サービス は、大 き く 「 自 立 支 援 給 付 」 と 「 地 域 生 活 支 援 事 業 」 の 2 つ に 分 け ら れ ま す 。 ま た 、 障 がい の あ る 児 童 等 に 対 し て は 「 児 童 福 祉 法 」 に 基 づ い て 行 わ れ る サ ー ビ ス も あ り ま す 。



じどうふくしほう 児童福祉法によるサービス

しょう 障 がい の あ る 児 童 や 療 育 を 必 要 と す る 児 童 を 対 象 に 、 日 常 生 活 や 集 団 生 活 に 必 要 な 訓 練 な ど を 行 い 、 発 達 や 自 立 を 支 援 し ま す 。

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス など



サービスの種類

各サービスを提供する事業所の場所や名前は、「西条市障がい者福祉施設マップ」をご確認ください。

訪問系サービス

自宅での暮らしや外出を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに、つきそいもします。	1 以上
重度訪問 介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。	4 以上
同行援護	視覚障がいにより、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するときには同行して必要な情報提供や移動の支援を行います。	なし
行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動を支援します。	3 以上
重度障害者 等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。	6

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気に なったときや、心身の休息が必要になった ときなどに、短い期間施設に宿泊してもら い、食事や入浴などの支援をします。	1 以上	
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、 入浴、排せつ、食事などの手助けをします。 また、ものをつくり出す創作的・生産的活動 も行います。 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづ く施設給付の対象になります。	在宅 50 歳 以上	※ 2 以上
		在宅 50 歳 未満	※ 3 以上
療養介護	病院などの施設において医療が必要で、 常に介護も必要な人に機能訓練や療養上 の管理、看護、日常生活上の支援などをし ます。 18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく 施設給付の対象になります。	※5 以上	

※ 「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

施設系サービス

施設での生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
施設入所 支援	自宅での生活が難しく、施設に入所して いる人に、入浴、排せつ、食事などの手助け をします。	50 歳 以上 ※3 50 歳 未満 ※4

※「必要な障害支援区分」は条件により変わる場合があります。

訓練系・就労系サービス

自立や就労を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよ うに、一定期間、身体機能や生活能力を 向上させるための訓練をします。	なし
就労移行 支援	一般企業などで働くことを希望する人に、 一定期間、必要となる知識や能力を向上さ せるための訓練をします。	なし
就労継続 支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい人に、 支援を受けながら働く場所を提供し、必要 となる知識や能力を向上させるための 訓練をします。雇用契約を結ぶ A型と、雇用 契約を結ばない B型があります。	なし
就労定着 支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、 就労にともなう環境の変化による生活面 の課題に対応できるように企業や自宅への 訪問、来所により必要な支援をします。	なし

きょじゅうし えんけい
居住支援系サービス

す まいのば で せいかつ し えん
住まいの場で生活を支援する

サービス名	サービスの内容	必要な障害 支援区分
きょうどうせいかつ 共同生活 えんじょ 援助 (グループホーム)	ち い き きょうどうせいかつ ひと じゅうきよ 地域で共同生活をしている人に、住居に おける相談や日常生活での援助をします。 また、にゅうよく はい しょくじ かいご ひつよう 入浴、排せつ、食事などで介護が必要 な人には、かいご サービスも おこな 行います。	なし
じりつせいかつ 自立生活 えんじょ 援助	しせつ りよう しょう ひと 施設を利用していた障がいのある人がひ とり暮らしをはじめたときに、かつ けんこう 生活や健康、 きんじょ もんだい ほうもん 近所づきあいなどに問題がないか、訪問し て必要のひつよう じよげん し えん 助言などの支援をします。	なし

ち い き ぞうだん し えん
地域相談支援サービス

ち い き せいかつ いこう けいぞく し えん
地域生活への移行・継続を支援する

サービス名	サービスの内容
ち い き いこう 地域移行 し えん 支援	しょうがいしゃ し えん しせつ じどうふくし しせつとう りよう さいいじょう 障害者支援施設、児童福祉施設等を利用する18歳以上 のひと たいしょう ち い き いこう し えん けいかく さくせい ぞうだん 人を対象に、地域移行支援計画を作成、相談による ふ あん かいしょう がいしゅつ どうこう し えん じゅうきよかくほ かんけいき かん 不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との ちょうせいとう おこな 調整等を行います。
ち い きていちゃく 地域定着 し えん 支援	きょたく たんしん せいかつ ひと たいしょう じょうじ 居宅において単身などで生活している人を対象に常時 れんらくたいせい かくほ きんぎゅう じ ひつよう し えん おこな の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を 行いま す。

児童福祉サービス 1

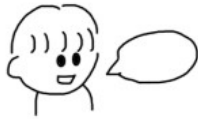
子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	児童を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

児童福祉サービス 2

子どもの発達や自立を支援する

サービス名	サービスの内容
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う児童を対象に、施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の児童等を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
福祉型・医療型障害児入所	障がいのある児童が施設に入所し保護され、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援を受けます。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。



相談からはじめる

専門の職員なども協力しながら、その人にふさわしい支援を行っていきます。まずはご相談ください。

障がいに関する色々な相談

西条市による

相談支援事業

西条市又は委託相談支援事業者

◆障がいのある人などからの相談(障害者相談支援)

・対象者への助言や支援

・権利擁護のために必要な援助や専門機関の紹介など

【委託相談支援事業所の連絡先】※詳しくはこの本の裏面参照

●西条市社会福祉協議会
TEL:0898-64-2600

●星の里
TEL:0897-52-5201

福祉サービス(ヘルパー等)の利用相談

担当の相談支援専門員がいる場合

相談支援

『指定特定相談支援事業者』

★サービスを利用するための計画書を作る

・サービスの頻度、場所や事業所の調整

・生活全般の課題、サービス利用の目標の整理

障害児相談支援

『障害児相談支援事業者』

★サービスを利用するための計画書を作る

・サービスの頻度、場所や事業所の調整

・家族の意向や生活課題、サービス利用の目標の整理

担当の相談支援専門員がいない場合は、上の図の西条市又は委託相談支援事業者へご相談ください。

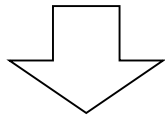


サービスを利用するまでの流れ

かならず 事前に 必ず 事前のご相談が必要になります。

(1) 申請

市役所窓口にて利用申請していただきます。



【サービスを利用できる方】

ア 身体障がい者

身体障害者手帳

イ 知的障がい者

①療育手帳 ②その他障がいが確認される方

ウ 精神障がい者

①精神保健福祉手帳 ②自立支援医療受給者証(精神通院)

③精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受けている方

④医師診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類ICD-10を記載するなど精神障害者であることが確認できる内容) など

エ 難病対象者

対象の難病にかかっていることが分かる通知等

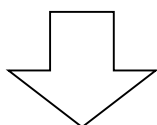
オ 障がい児など

①障がい者手帳 ②特別児童扶養手当等の対象児童

③医師意見書や保健センター意見書などから、

療育を受けることが望ましいとわかる児童

(2) 聞き取り調査

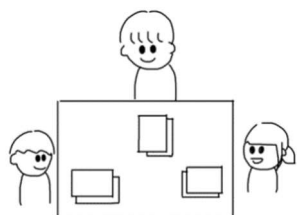


西条市の調査員が、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活状況などについてお話を伺います。

調査名	対象	目安時間
認定調査	18 歳以上	約 45 分
児童通所調査	18 歳未満	約 15 分

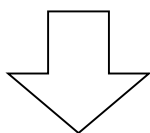
※ その他、利用するサービスによって調査は異なります。

(3) 審査・判定 ※ 18歳以上で対象のサービスを利用する場合のみ



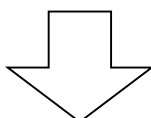
(2)の認定調査結果や医師の意見書などをもとに、「障害支援区分(区分)」が決められます。

区分を決定する会で審査され、決定されるまでに 1 か月から 2 か月程かかります。



【区分はなぜ必要なの？】

区分とは、障がいの特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すもので、区分1～6までに分けられます。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

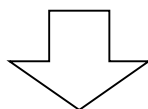


(4) 利用計画案(プラン)の作成依頼



西条市が仲介し、申請者の相談に乗る専門の職員(相談支援事業所の相談支援専門員)が担当につきます。サービスの利用を希望する人の意見をきき、状況に合わせたプランを作成します。

依頼した相談支援事業所



()

(5) 支給決定



(1)～(4)の資料を参考に西条市がサービスの量や期間を決定(支給決定)します。

市役所に資料が揃うまで、1～2か月ほどかかる場合もあります。

支給決定されると「福祉サービス受給者証(水色の受給者証)」が交付されます。

【福祉サービス受給者証(水色の受給者証)ってなに？】

障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にしてください。



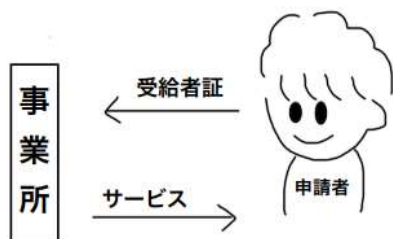
※デザインは予告なく変わります。

(6) 事業者との利用契約

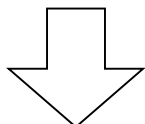


申請者は、実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。
(事業所は「西条市 障がい者福祉施設マップ」を参照)

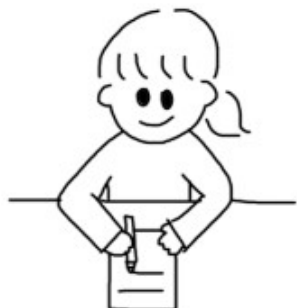
(7) サービスの利用開始^{りようかいし}



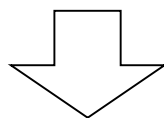
申請者は、「福祉サービス受給者証」を利用先の事業所に提示しサービスを受けます。



(8) モニタリング



(4) で決めた、担当の相談支援専門員が、一定期間ごとにサービスの利用状況を面談等により検証します(モニタリング)。



(9) 更新^{こうしん}



「福祉サービス受給者証」にはサービスを利用できる期間が記載されています。その期間を超えて、サービス利用することを希望される場合は、持っている受給者証をもって市役所へ更新申請に来て下さい。



サービスの利用負担額

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは市が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。

利用者負担額には上限があります

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうの負担額になります。

所得を判定するときの世帯の範囲

■18歳以上の障がいのある人

障がい者本人とその配偶者

■障がいのある児童

原則保護者の属する住民基本台帳での世帯

次のページで金額をご紹介します。

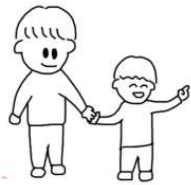
【障がいのある人の利用者負担】

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゆきゅうせたい 生活保護受給世帯	0円
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひ か ぜい せたい 市町村民税非課税世帯	0円
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいか ぜい せたい しよとくわり まんえんみ まん 市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) * 入所施設利用者(20歳以上)および グループホーム利用者を除く	9,300円
いっばん 一般2	じょうきい がい 上記以外	37,200円

* 入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

【児童の利用者負担】

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	じょうげんがく げつがく 上限額(月額)
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゆきゅうせたい 生活保護受給世帯	0円
ていしょとく 低所得	しちょうそんみんぜいひ か ぜい せたい 市町村民税非課税世帯	0円
いっばん 一般1	しちょうそんみんぜいか ぜい せたい しよとくわり まんえんみ まん 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)	4,600円
いっばん 一般2	じょうきい がい 上記以外	37,200円



さいじょうし ちいきせいにかつしえんじぎょう 西条市の地域生活支援事業

さいじょうし ちいき じつじょう あ どくじ おこな しょう
西条市が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障
がい福祉サービスと組み合わせて利用できるものもあります。

サービス名	サービスの内容
そうだんしえん 相談支援	しょう ひと じどう ほごしゃ 障がいのある人や児童、その保護者などのさ まざまな相談に応じ、必要な情報の提供や じよげん おこな ぎゃくたいぼうし けんりようご 助言を行います。また、虐待防止や権利擁護 のために必要な援助を行います。
せいねんこうけんせいどりよう 成年後見制度利用・ せいねんこうけんせいどほうじん 成年後見制度法人 こうけんしえん 後見支援	せいねんこうけんせいど りよう しえん 成年後見制度の利用を支援するとともに、 てきせい こうけんぎょうむ にな ほうじん 適正に後見業務を担うことのできる法人の かつどう しえん 活動などを支援します。
いしそつうしえん 意思疎通支援	ちようかく しょう いしそつう しえん 聴覚の障がいのため意思疎通に支援が ひつよう ひと しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ 必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを はけん 派遣します。
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付	しょう ひと ふくしやうぐ きゅうふ 障がいのある人に、福祉用具を給付すること で、じりつ せいかつ うなが 自立した生活を促します。
しゅわほうしいんようせいけんしゅう 手話奉仕員養成研修	しゅわ にちじょうかいわ おこな ひつよう ぎじゅつ 手話で日常会話を行うのに必要な技術など しゅうとく ひと ようせい ちようかくしょう ひと を習得した人を養成し、聴覚障がいのある人 しえん を支援します。
いどうしえん 移動支援	おくがい いどう むずか ひと じりつ しゃかいさんか 屋外での移動が難しい人の自立や社会参加 たす がいしゅつ いどう しえん を助けるために、外出するときの移動の支援 をします。

ち い き かつ どう し え ん 地域活動支援センター	ものをつくり出す^{だ そうさくてき せいさんてきかつどう}創作的・生産的活動や、社会^{しゃかい} との交流^{こうりゅう}を増やす活動^{ふ かつどう}などを行^{おこな}う場所^{ばしょ}とし て、障^{しょう}がいのある人^{ひと}の地域生活^{ちいきせいかつ}を支援^{しえん}します。
ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス	自宅^{じたく}での入浴^{にゆうよく}または障^{しょう}がい者^{しゃしせつ}施設^{つうしょ}への通所^{つうしょ}が 困難^{こんなん}である在宅^{ざいたく}の重度^{じゅうど}身体障^{しんたいしょう}がいがある人^{ひと} (65歳未満^{さいみまん})や児童^{じどう}に、入浴^{にゆうよく}のときに必要な^{ひつよう} 援助^{えんじょ}を行^{おこな}います。
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	障^{しょう}がいのある人^{ひと}や児童^{じどう}の日中^{にっちゅう}の活動^{かつどう}の場^ばを 提供^{ていきょう}し、障^{しょう}がいのある人^{ひと}や児童^{じどう}の家族^{かぞく}の就労^{しゅうろう} 支援^{しえん}および障^{しょう}がいのある人^{ひと}や児童^{じどう}を日常的^{にちじょうてき}に 介護^{かいご}している家族^{かぞく}の一時的^{いちじてき}な休息^{きゅうそく}を確保^{かくほ}しま す。
タイムケアサービス	障^{しょう}がいのある児童^{じどう}の放課後^{ほうかご}、長期^{ちようき}休暇^{きゅうか}およ び休日^{きゅうじつ}における活動^{かつどう}の場^ばを提供^{ていきょう}します。

障がい福祉サービスに関するお問い合わせは、
お近くの委託相談支援事業所または西条市地域福祉課まで

〒799-1371
愛媛県西条市周布 606 番地 1
社会福祉法人
西条市社会福祉協議会

西条市障害者
相談支援センター

TEL 0898-64-2600
FAX 0898-64-3920

〒793-0010
愛媛県西条市飯岡 3471 番地 1
社会福祉法人
あおい会

相談支援センター
星の里

TEL 0897-52-5201
FAX 0897-52-5202

西条市役所 地域福祉課 障がい支援係

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294
MAIL chiikifukushi@saijo-city.jp

西部支所 市民福祉課

〒799-1371 愛媛県西条市周布 349 番地 1
TEL 0898-64-2700 FAX 0898-65-4363